

令和3年度 入札・契約状況及び
令和4年度 入札・契約の対応方針
(業務)

令和4年4月
中国地方整備局
港湾空港部

★見直し又は新たな取組み

令和3年度 入札・契約状況

- 1.入札方式別契約件数 p2
- 2.応札率及び落札率の現状 p3
- 3.低入札の発生状況 p4
- 4.総合評価落札方式の実施状況 p5

令和4年度 入札・契約の対応方針

◆フropoザル方式及び総合評価落札方式における評価方法の改善に向けた取組み

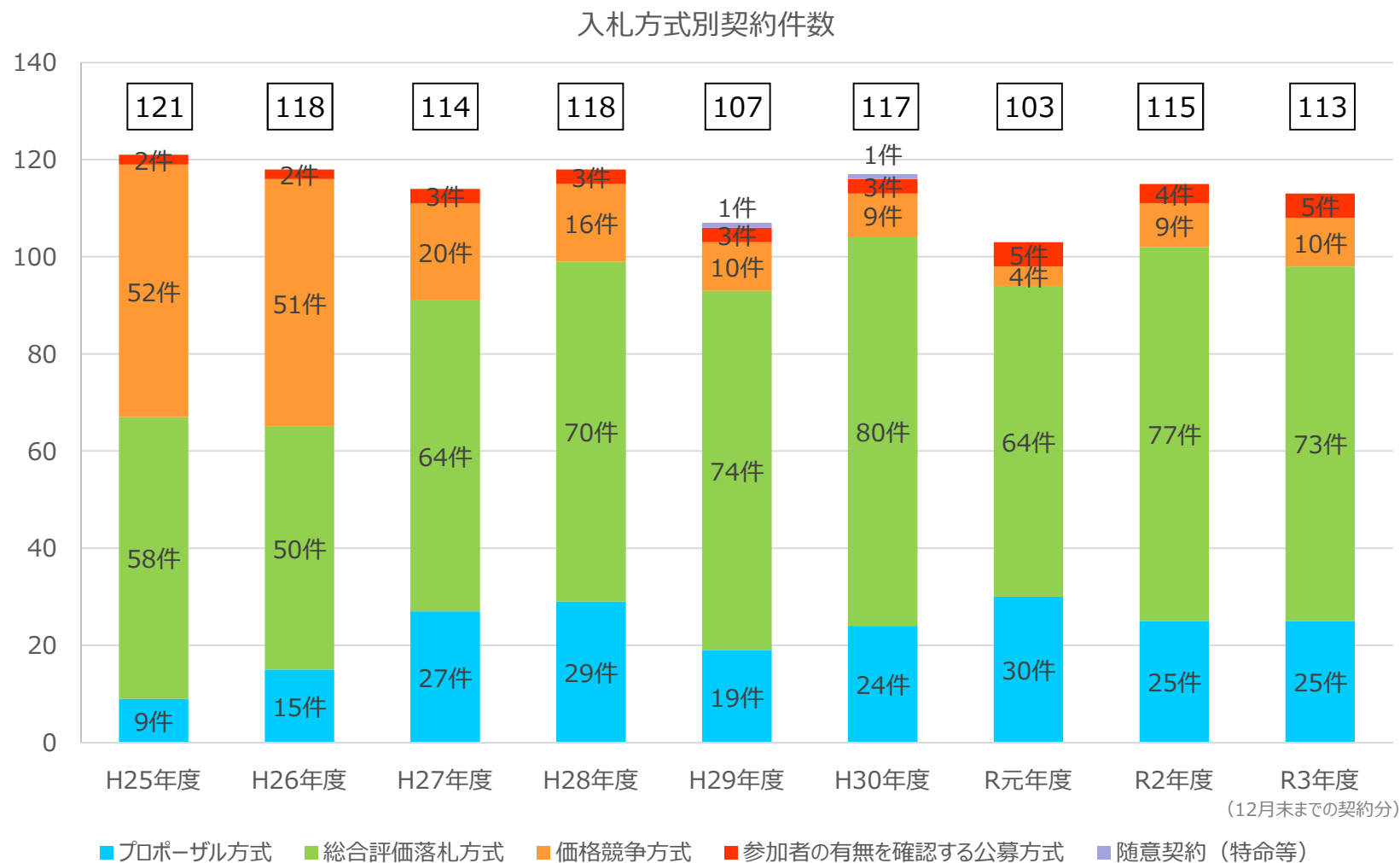
- 5.業務チャレンジ型の試行【中国独自】 p6
- 6.専門的な資格の評価【中国独自】★ p7
- 7.技術提案等の採点方法の改善【中国独自】★ p8
- 8.賃上げを実施する企業への加点措置の追加★ p9

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

- 9.閲覧資料のデジタルデータによる提供 p11
- 10.WEBヒアリングの原則化【中国独自】 p12
- 11.価格競争方式における若手技術者の登用促進★ p13
- (参考) 令和4年度 業務における入札契約方式の適用区分 p14
- (参考) その他の主な取組み p15
- (参考) 令和4年度見直しの適用一覧 p18

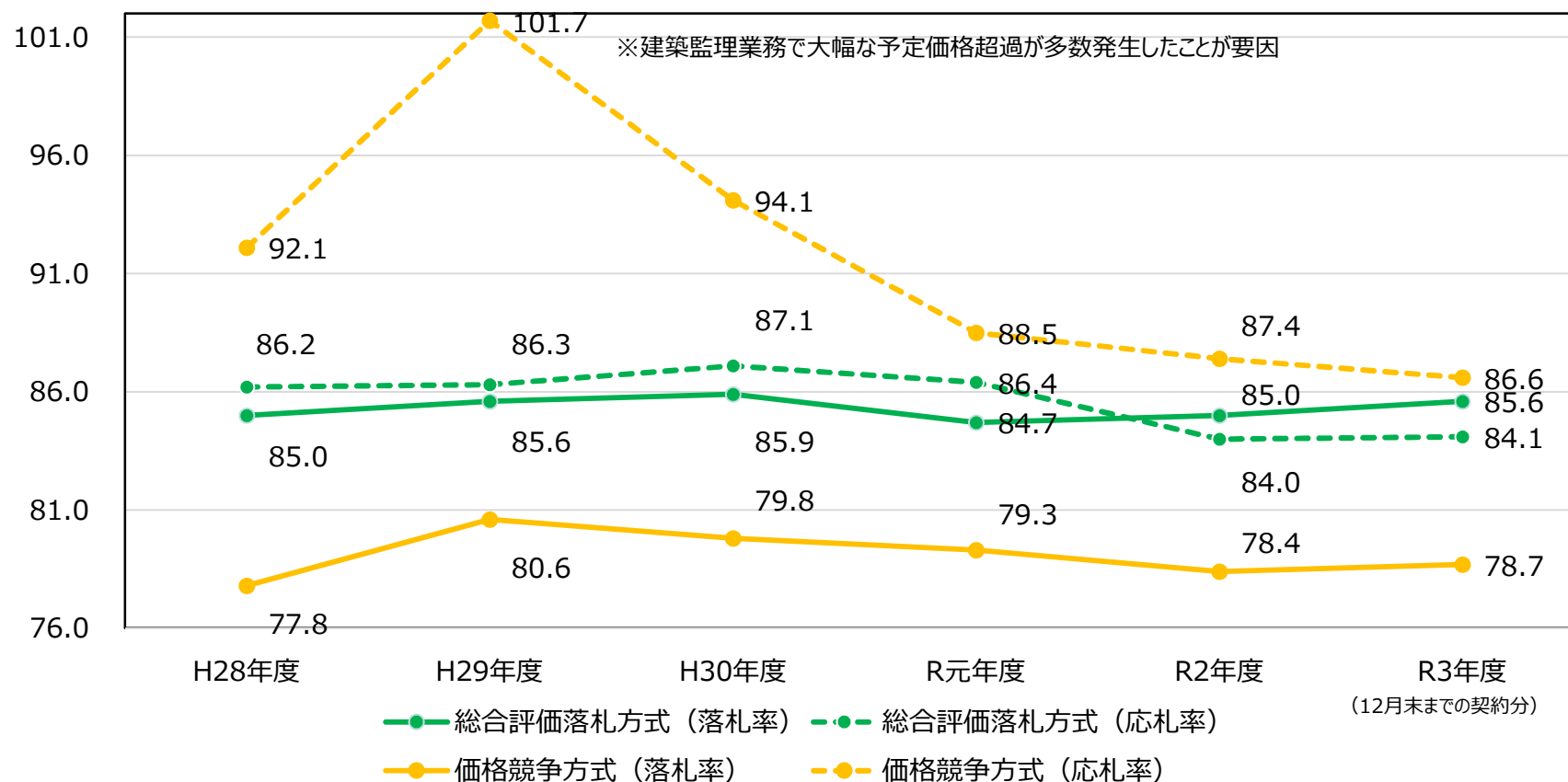
1. 入札方式別契約件数

- ◇平成27年度以降、低入札対策として、測量・調査業務にも総合評価落札方式を積極的に適用。
- ◇総合評価落札方式は近年約6～7割、プロポーザル方式は約2～3割、価格競争は約1割未満で横ばいとなっている。



2. 応札率及び落札率の現状

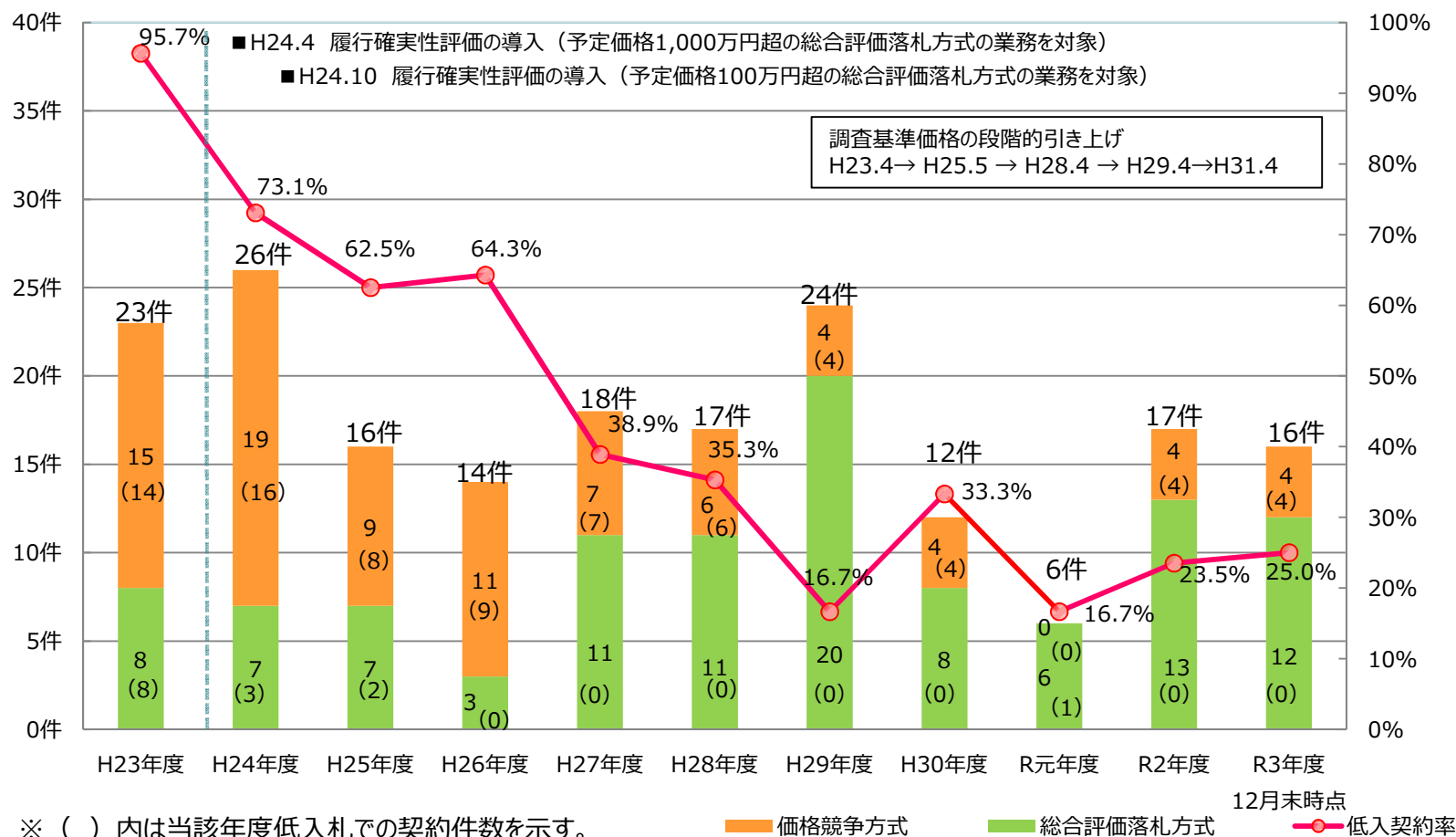
- ◇総合評価落札方式の応札率は86～87%程度、落札率は85%程度で横ばい傾向。
- ◇価格競争方式の応札率は、総合評価落札方式より高く、93%程度であったが、近年、低下傾向にあり、令和3年度には総合評価落札方式と同程度の86%まで低下している。落札率は総合評価落札方式より低い78%前後で推移している。



3. 低入札の発生状況

- ◇令和元年度は、低入札の主な発生原因と想定された「曖昧な条件明示」の改善（明確化）に取り組んだ結果、低入札が減少したが、令和2年度は総合評価落札方式及び価格競争方式とも一転して増加。
- ◇令和3年度は、比較的単純な調査・測量業務（底質調査、水質調査等）において、わずかに調査基準価格等を割り込む低入札が多くみられる状況。

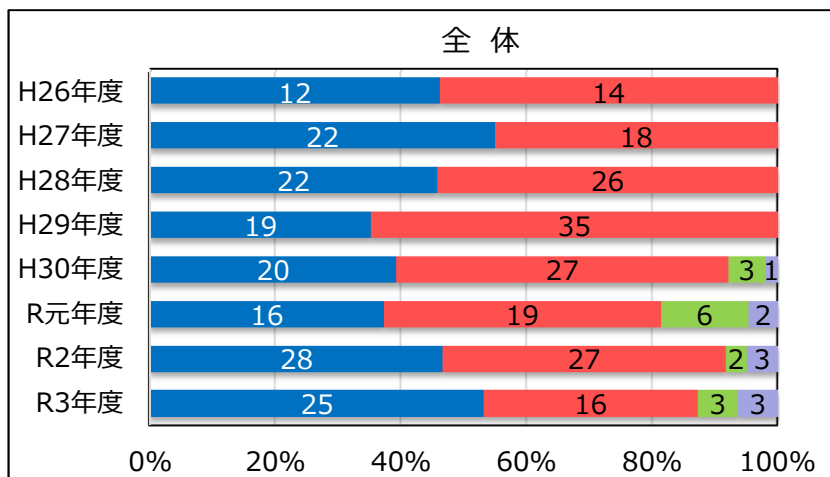
業務における年度別低入札発生件数



4.総合評価落札方式の実施状況

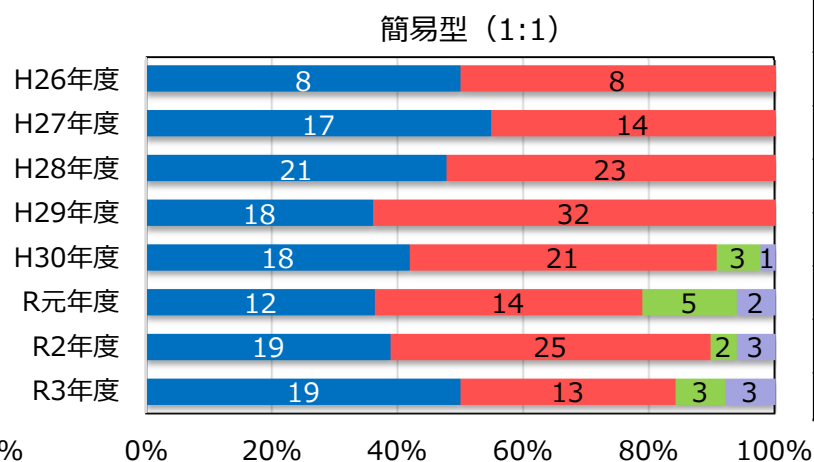
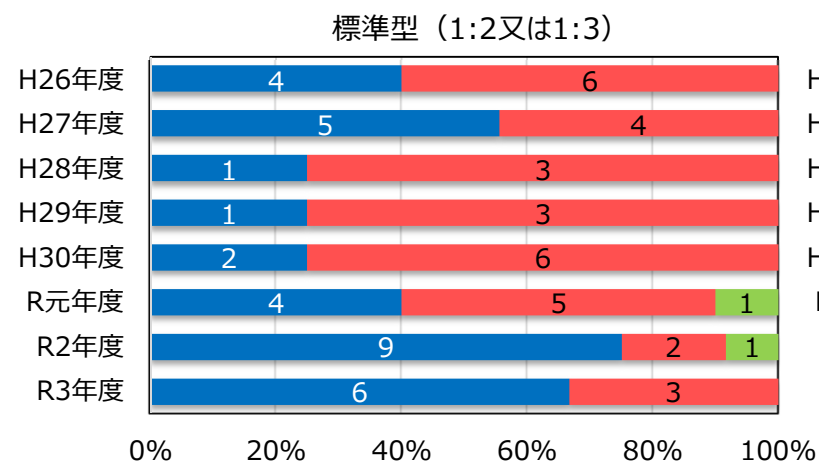
◇技術評価点が1位の者（分類①＋分類②）が落札するケースがほとんどであるが、技術評価点の上位のものによる、予定価格超過や調査基準価格以下での入札により、技術評価点が2位以下であっても、落札するケース（分類③、分類④）も生じている。

◇平均業務成績評定点も年々上昇傾向にあり、品質向上が進んでいることがうかがえる（注）。



【対象】 2者以上による競争がなされた業務、R3年度は12月末までの契約分

【凡例】
■ 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
■ 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
■ 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
■ 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下



平均業務成績評定点	
H26年度	76.5
H27年度	76.5
H28年度	76.5
H29年度	77.1
H30年度	77.4
R元年度	78.1
R2年度	78.0
R3年度	78.6※

※R3.12月末までに完了した業務のみ

5.業務チャレンジ型の試行【中国独自】

継続

◇背景

- 総合評価落札方式においては、過去の業務成績評定点や表彰実績の評価を通じて、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性をさらに向上していくため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことが重要。
- そのため、受注実績に基づく評価項目（過去の業務成績評定点及び表彰実績等）の配点割合を大幅に引き下げることで、実施方針や技術提案の配点割合を高めた「チャレンジ型」を適切に活用していくことが必要。

■実施状況

令和3年度試行（12月末まで）
・建設コンサルタント等業務 4 件
・測量・調査業務 5 件



■確認の結果

・令和4年度も引き続き前年度と同程度試行してデータを蓄積し、効果を確認していく。

業務チャレンジ型における評価項目

評価項目		業務チャレンジ型
予定技術者の経験及び能力	技術者資格	設定あり
	専門的な資格	設定あり
	同種／類似業務の実績	設定あり <u>（対象期間は過去10年から15年に緩和）</u>
	平均業務成績評定点	配点割合を引き下げ
	表彰実績	配点割合を引き下げ
企業	災害協定の締結等	設定あり
実施方針		設定あり
技術提案		設定あり

（注）業務チャレンジ型では「地域精通度（周辺地域における業務実績）」を評価しないこととする。

6. 専門的な資格の評価の見直し【中国独自】

見直し

◇背景

- ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」を積極的に活用して行くため、国土交通省では、平成26年度より、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録している。
- ・中国地方整備局では、プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、国土交通省に登録された民間資格について「専門的な資格」として加点点評価しているところ。令和3年度から評価対象に港湾海洋調査士（総合部門）を追加。

■見直し内容

- ・資格要件として評価する技術者資格と専門的な資格について、これまでは評価対象の専門的な資格のみでの申請でも技術者資格と専門的な資格の両方で加点点評価していたが、全国的な運用状況を踏まえ、同一資格のみでの申請については、専門的な資格の加点点対象としないこととする。

○具体的な見直しのイメージ（設計業務の事例）

評価項目	評価の着目点			判断基準（見直し前） （※注：部門等の記載は省略）	判断基準（見直し後） （※注：部門等の記載は省略）
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その分野の内容	以下の順位で評価する。 ①・技術士の資格を有する者。 ・博士の資格を有する者。 ・海洋・港湾構造物設計士 ②・APECエンジニアの資格を有する者。 ・土木学会認定技術者の資格を有する者。 ・RCCM（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ※複数の資格を記載し、資格証明を提出された場合においても、評価点の最も高い1資格のみで評価を行う。	以下の順位で評価する。 ①・技術士の資格を有する者。 ・博士の資格を有する者。 ・海洋・港湾構造物設計士 ②・APECエンジニアの資格を有する者。 ・土木学会認定技術者の資格を有する者。 ・RCCM（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ※複数の資格を記載し、資格証明を提出された場合においても、評価点の最も高い1資格のみで評価を行う。
				以下については専門的な資格として評価する。 ①海洋・港湾構造物設計士 ②上記に該当しない。 ※上段の資格と同じ資格を記載した場合、上段の資格に加えて評価の対象とする。 ※複数の資格を記載し、資格証明を提出された場合においても、評価点の最も高い1資格のみで評価を行う。	以下については専門的な資格として評価する。 ①海洋・港湾構造物設計士 ②上記に該当しない。 ※上段の資格で加点点評価した資格と同じ資格については、重複して加点点評価しない。

7. 技術提案等の採点方法の改善【中国独自】

見直し

◇背景

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式における、提出された技術提案等の評価に際して、これまで当局評価者が提案内容等を評価した結果を多数決方式で評価基準に当てはめて評価結果としている。
- ・一方、各評価者の評価が一致しない場合、各評価者の評価結果の素点を平均した場合と比較して技術点が補正され、評価結果が僅差となる場合、評価順位に影響する懸念がある。

■見直し内容

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術提案等の評価について、各評価者の評価結果（素点）を平均（小数2位四捨五入で小数1位にまるめ）する方法に見直す。

○具体的な採点見直しのイメージ（実施方針等の評価事例）

				見直し前					見直し後				
評価の着目点			ウェイト (配点)	評価者A	評価者B	評価者C	最終評価		評価者A	評価者B	評価者C	最終評価	
				評価	評価	評価	評価	得点	評価	評価	評価	小計	得点 (平均)
実施方針・実施計画・工程表・その他	業務の理解度	業務の目的、条件、内容の理解度	20	①	②	①	①	20	① 20	② 12	① 20	52	17.3
	業務の実施手順	実施フローの妥当性	10	①	①	①	①	10	① 10	① 10	① 10	30	10.0
		工程計画の妥当性	10	②	②	①	②	6	② 6	② 6	① 10	22	7.3
	その他	重要事項の指摘	10	①	①	①	①	10	① 10	① 10	① 10	30	10.0
合 計			50					46					44.6

新規

8.賃上げを実施する企業への加点措置の追加

◇経緯

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う。（以下「本取組」という。）

◇評価項目

事業年度又は暦年において、対前年度比又は前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を所定率*以上増加させる旨を従業員に表明していること。

所定率*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

◇評価方法及び配点

- ・上記の評価項目に該当する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより10～12点）する。

（注意事項）賃上げ基準に達していない者のペナルティ

- ・本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公示が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置を行います。(本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。)

本取組みに関する国交省統一QA集掲載HP→https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

摘要：令和4年4月1日以降に契約する業務について適用

8. 賃上げを実施する企業への加点措置の追加

新規

総合評価のタイプ別の標準配点（賃上げ表明加点措置の適用後）

評価項目		総合評価タイプ	標準型 (1 : 3)	標準型 (1 : 2)		簡易型 (1 : 1)	
			通常型	通常型	チャレンジ型	通常型	チャレンジ型
予定技術者の経験及び能力	技術者資格		4	4	4	20	20
	専門的な資格		1	1	1	5	5
	同種／類似業務の実績		15	15	15	30	30
	平均業務成績評定点		25	25	8	45	16
	表彰実績		4	4	1	8	2
企 業	災害協定の締結等		1	1	1	2	2
小 計			50	50	30	110	75
実施方針	業務理解度		20	20	20	50	50
	実施手順		10	15	15	30	30
	工程表		10	15	15	30	30
	その他		10	－	－	－	－
技術提案	的確性		30×2テーマ	60×1テーマ	60×1テーマ	－	－
	実現性		30×2テーマ	60×1テーマ	60×1テーマ	－	－
小 計			170	170	170	110	110
賃上げ表明			12	12	11	12	10
合 計			232	232	211	232	195

※令和4年4月1日以降に契約する業務について適用

継続

9. 閲覧資料のデジタルデータによる提供

◇経緯

- ・業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施にあたっては従前より、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料（設計報告書等）について、公告日～競争参加資格確認申請書の提出期限の間、閲覧に供してきたところ。
- ・閲覧に供する既往資料（設計報告書等）には、作成企業固有の技術的工夫が随所に盛り込まれており、デジタル情報による提供にあたっては、既往企業の権利等を侵害しないよう提供内容を慎重に精査するとともに、情報管理を徹底する必要がある。一方、閲覧にかかる負担軽減に関しては、競争参加資格確認申請者から強い要請がある。

◇試行内容

- ・全ての業務について、印刷物による閲覧に加え、デジタル情報による閲覧資料の提示を行う。
- ・閲覧資料の提示方法は、中国地方整備局インターネットホームページからデジタル情報を閲覧する方式とし、希望する者に対してのみ、閲覧に必要なパスワードを通知する。
- ・なお、デジタル情報の提示にあたっては、情報管理の徹底を図るため、目的外使用及び複製・第三者への提供を行わないこと、知り得た情報は入札後速やかかつ確実に破棄すること、また漏洩等が判明した場合には発注者が行う調査に応ずること等を記した「誓約書」の提出を求める（具体的な申請方法等は入札説明書に記載）。

■試行状況

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、令和2年6月より、全ての業務の対象に、該当案件においては、デジタル情報による提示を実施中。



■確認の結果

- ・閲覧にかかる負担が大幅に軽減され、**申請者の利便性が向上。**
- ・**引き続き試行**し、効果や課題を確認していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、また、働き方改革にも直結することから引き続き試行を行う。

継続

10.WEBヒアリングの原則化【中国独自】

◇背景

- ・業務においては、従前より、技術提案書に対するヒアリングを「対面」により実施している。
- ・しかしながら、技術提案書提出者にとって、ヒアリングのための移動は時間的・費用的に負担となっていること、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としても有益であることから、働き方改革の推進の一環として、WEB会議システムを利用したオンラインでのヒアリングを推進していく必要があり、令和3年度からWEBヒアリングを原則化。

■実施状況

- ・令和3年度は、プロポーザル方式・総合評価落札方式における業務においてWEBヒアリングを実施

■確認の結果

- ・ヒアリングのための出張時間が不要となり、申請者の負担が低減。
- ・引き続き試行し、効果や課題を確認していく。

<オンラインによるWEBヒアリングの実施手順>

(技術提案書受付後)

発注部局より、参加表明者ごとに、ヒアリングの日時及びWEBヒアリング用URLをメール送信

参加表明者等は、所定の日時に自社のPCを使用し、インターネットブラウザからWEBヒアリング用URLにアクセスし、WEB会議システムに接続

通信状況・映像・音声の確認

オンラインによるWEBヒアリングの実施

WEB会議システムから退出（回線切断）

11. 価格競争方式における若手技術者の登用促進

新規

◇経緯

- ・若手技術者（40歳未満）の育成支援を目的として、経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として配置する場合に、経験の豊富な技術者（管理補助技術者）を担当技術者として配置することにより技術の伝承を図るための取組み

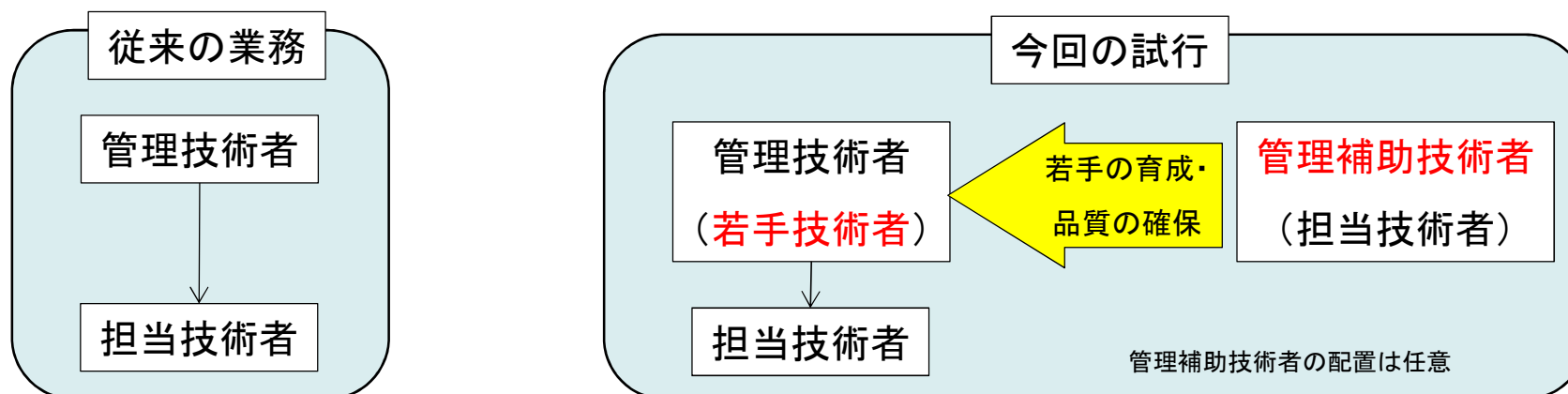
◇制度の概要

- ・若手技術者※1は技術者資格要件のみを満たしていればよく、業務実績等の実績の確認は、管理補助技術者※2の実績等にもとづいて行う

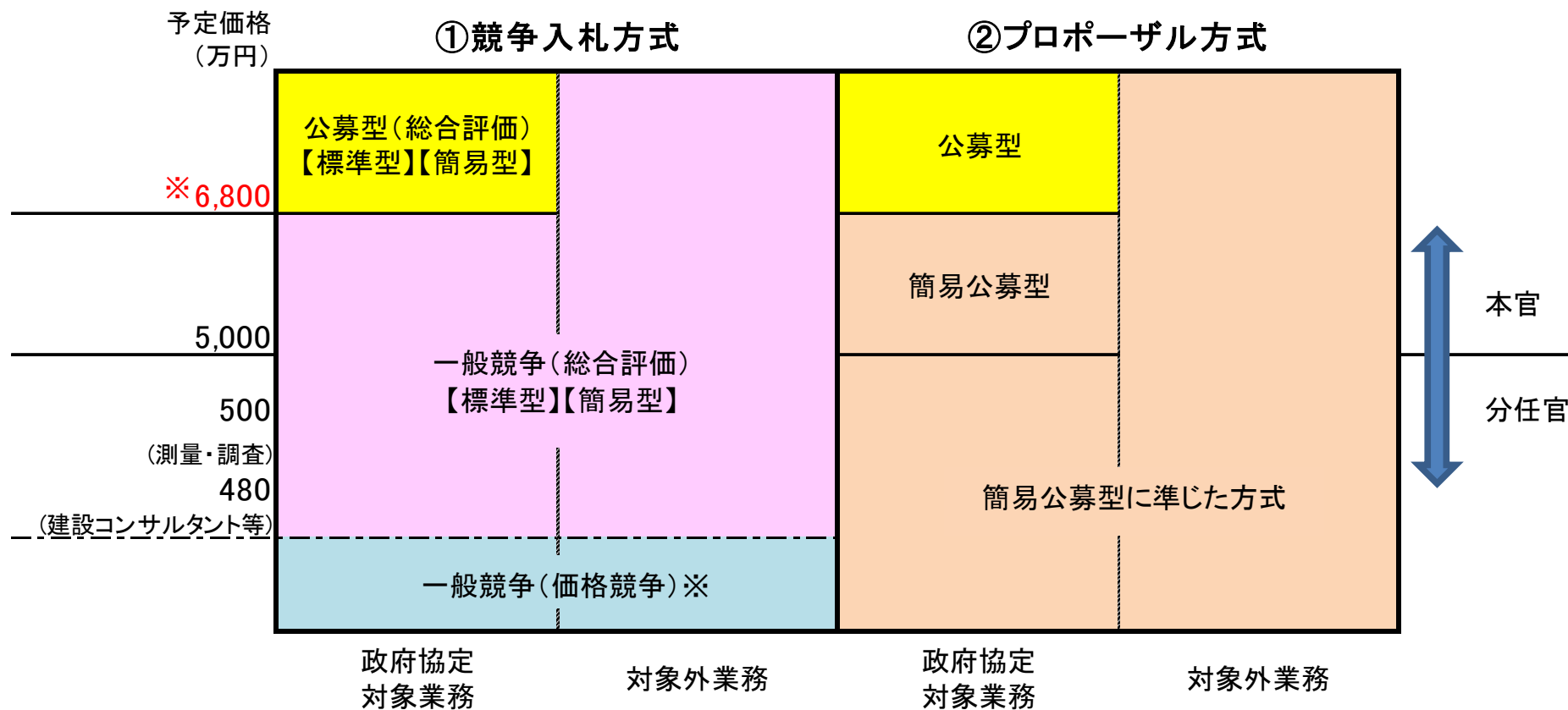
※1 若手技術者：「公告年度の4月1日時点において40歳未満」

※2 管理補助技術者は、管理技術者に必要な資格要件（資格、同種・類似業務実績等）を全て有する者とし、当該業務の担当技術者として登録するものとする。

プロポーザル方式又は総合評価落札方式における業務実績等の評価における若手技術者育成支援制度における取組を価格競争方式における配置予定技術者の参加要件に適用することで、若手技術者の登用促進を行う



(参考) 令和4年度 業務における入札契約方式の適用区分



※一般競争(価格競争)の適用対象金額は目安であり、一般競争(総合評価)の適用を妨げるものではない。

※令和4年度からWTO基準額が変更

入札・契約制度の改善に向けた取組み

○第三者照査の導入（平成21年度～）

- ・調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、業務の品質確保を図ることを目的として第三者照査の実施を義務付ける。

○履行確実性評価の導入（平成24年度～）

- ・総合評価落札方式において実施する予定価格100万円を超える業務について、技術提案評価項目に「履行確実性」を加えて評価を行う。

○設計共同体での参加（総合評価落札方式：平成23年度～、プロポーザル方式：平成24年度～）

- ・業務の内容が高度化・複雑化し、技術力を結集して業務実施する範囲が広がっていることから、設計共同体の参加を認める。

○通常指名競争入札方式の原則廃止（平成26年度～）

- ・さらなる競争性の確保のため、通常指名競争方式を原則採用しないこととする。

○競争入札方式の「一般競争入札方式」への移行【中国独自】（平成29年度～）

- ・入札・契約手続き期間の短縮による適正な余裕ある履行期間の確保及び受発注者双方の負担軽減を目的として、全ての総合評価落札方式の業務を対象に「一般競争入札方式」を導入。

○選定段階省略型プロポーザル方式の試行【中国独自】（令和元年度～）

- ・参加表明書と技術提案書の同時提出とすることで「技術提案書提出者の選定段階」を省略することにより、業務の適正な履行期間の確保を図るとともに、手続き日数の短縮、事務手続きの簡素化を図る「選定段階省略型プロポーザル方式」を試行的に導入。

評価方法の改善に向けた取組み

○企業の技術提案力の評価（平成25年度～）

- ・プロポーザル方式において一層の競争性を確保するため、前年度にプロポーザルに参加し、特定に至らなかった業者に対してインセンティブとして加点を行う。

○若手技術者育成支援制度（平成26年度～）

- ・若手技術者の育成支援を目的として、経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として配置する場合に、経験の豊富な技術者（管理補助技術者）を担当技術者として配置することを可能とする。

○産休育休を取得しやすい環境整備（平成28年度～）

- ・産休育休を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上及び継続就業支援を目的とし、産休育休に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とする。

○技術者の業務成績の評価（平成30年度～）

- ・予定管理技術者は技術上の管理をつかさどる役目を担うことから、平均技術者成績評定点の評価に関しては、原則として「管理技術者として従事した業務の平均技術者成績評定点」を評価対象とする。

○自主採点書類の提出【中国独自】（令和元年度～）

- ・総合評価落札方式における評価値の算定にかかる公正性・公平性、双務性、透明性向上を図るため、全ての業務について、競争参加資格確認申請時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める（提出は任意）。

○地域貢献度の評価【中国独自】（令和元年度～）

- ・一般競争入札総合評価落札方式の入札段階での評価において、企業に対する「地域貢献度」として、「公示日において有効な災害協定締結又は災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）〔過去3年間〕の実績の有無を加点評価する。

○WLB等推進企業の評価【中国独自】（令和元年度～）

- ・建設業界全体でのワーク・ライフ・バランスの推進に向け、プロポーザル方式の選定段階での評価において、WLBにかかる評価項目を追加し、認定を受けた企業等を加点評価する。

評価方法の改善に向けた取組み

○総合評価落札方式（簡易型）の配点の見直し【中国独自】（令和2年度～）

- ・全ての総合評価落札方式（簡易型）について、入札段階における「配置予定管理技術者の経験及び能力」の2つの評価項目（資格・実績等、成績・表彰）の配点バランス（18:32）を、「25:25」とする。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】（令和2年度～）

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○海外インフラプロジェクト技術者の評価（令和3年度～）

- ・海外工事等の実績について、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定又は表彰された技術者の実績について、総合評価落札方式の施工実績として評価する。

書類簡素化等の取組み

○業務実績を証明する書類の簡素化（令和元年度～）

- ・業務実績情報システム（TECRIS）登録データによって、業務実績の確認に必要な全ての事項が確認できる場合、競争参加確認申請時等に業務実績を証明する書類の提出は不要とする。

見直し内容	プロポーザル 方式	総合評価落札方式		価格競争 方式
		標準型	簡易型	
専門的な資格の評価	○	○	○	—
技術提案等の採点方法の改善	○	○	○	—
賃上げを実施する企業への加 点措置の追加	—	○	○	—
価格競争方式における若手 技術者の登用促進	—	—	—	○
WTO基準額見直し	○	○	○	—